1.5　1.6の規定が適用されることを条件として、自己申告料率は、次のとおりとする。

1.5.1　小形包装物（E）の平均重量を二百七十三グラムとした上で、1.6の規定に従って得られる国別の料率の上限を超えてはならない。

1.5.2　指定された事業体が内国業務において小形包装物（E）に相当するものとして取り扱う郵便物については、自己申告料率が適用される年の前年の五月一日に有効な一通当たりの内国料金の七十パーセント又は当該内国料金に8の規定の適用による割合を乗じた額を超えてはならない。

1.5.3　指定された事業体が内国業務において大きさ及び形状の最大寸法を定めている小形包装物（E）については、有効な一通当たりの内国料金を基礎とする。

1.5.4　全ての指定された事業体に通報される。

1.5.5　小形包装物（E）についてのみ適用する。

1.5.6　C集団の国からの郵便物の流れの年間総重量が七十五トンを超える場合には、C集団の国からの小形包装物（E）の流れに適用する。

1.5.6.1　C集団の国からの郵便物の流れの年間総重量が七十五トンを下回る場合であって、前条6に定める重量の基準を超える場合には、次の料率をC集団の国からの小形包装物（E）の流れに適用する。

1.5.6.1.1　二千二十八年については、一通当たり〇・八九五ＳＤＲ及び重量一キログラムにつき二・〇一二ＳＤＲ

1.5.6.1.2　二千二十九年については、一通当たり〇・九三五ＳＤＲ及び重量一キログラムにつき二・一〇三ＳＤＲ

1.5.6.1.3　二千三十年については、一通当たり〇・九七七ＳＤＲ及び重量一キログラムにつき二・一九八ＳＤＲ

1.6　小形包装物（E）に適用する一通当たりの自己申告料率及び重量一キログラムごとの自己申告料率は、十一点（同様の内国業務において、重量二十グラム、三十五グラム、七十五グラム、百七十五グラム、二百十グラム、三百七十五グラム、五百グラム、七百五十グラム、千グラム、千五百グラム及び二千グラムの小形包装物（E）にそれぞれ適用される優先郵便物一通当たりの料金（税金を控除したもの）の七十パーセント又は当該料金に8の規定の適用による割合を乗じた額に相当する点）の線形回帰によって決定される国別の料率の上限を超えてはならない。

1.6.1　自己申告料率が国別の料率の上限を超えているか否かを判断するため、小形包装物（E）の一通当たりの重量を二百七十三グラムとした上で、郵便物の重量一キログラムに包有される郵便物の全世界の平均通数に基づいて平均収入を計算することによって確認を行う。小形包装物（E）の一通当たりの平均重量を二百七十三グラムとした場合において、自己申告料率が国別の料率の上限を超えるときは、一通当たりの料率の上限及び重量一キログラムごとの料率の上限を適用する。これに代えて、対象となる指定された事業体は、適当な場合には、自己申告料率を1.6及び3の規定に適合する水準に引き下げることを選択することができる。

1.6.2　包装物の厚さに基づいて複数の内国料金が適用される場合には、重量二百五十グラムまでの郵便物については最も低い内国料金を、重量二百五十グラムを超える郵便物については最も高い内国料金を用いる。

1.6.3　同様の内国業務において地帯別料金が適用される場合には、この条約の施行規則に定める中間の地点の料金を用いるものとし、隣接しない地帯についての内国料金は中間の地点の料金の計算から除外する。これに代えて、用いるべき地帯別料金の決定に当たっては、自国宛ての小形包装物（E）が実際に移動した加重平均距離（直近の暦年のもの）に基づいて計算することができる。

1.6.4　同様の内国業務及びその料金が基礎業務の一部を成さない追加の業務（例えば、追跡、署名を伴う手交、保険）の要素を含み、かつ、これらの要素が1.6に規定する全ての重量に関係する場合には、当該同様の内国業務における相当する追加の内国料金、当該追加の業務に係る料金又は連合の文書においてガイドラインの対象として定められている料金のうち最も低い料金を内国料金から控除する。追加の業務の全ての要素に係る控除の合計は、内国料金の二十五パーセントを超えてはならない。

2　1.6の規定に従って得られる国別の料率の上限を用いて計算された重量二百七十三グラムの小形包装物（E）についての収入が次に定める料率を用いて計算された同等の重量の同様の郵便物についての収入よりも低くなる場合には、自己申告料率は、次の料率を超えてはならない。

2.1　二千二十六年については、一通当たり〇・八一九ＳＤＲ及び重量一キログラムにつき一・八四二ＳＤＲ

2.2　二千二十七年については、一通当たり〇・八五六ＳＤＲ及び重量一キログラムにつき一・九二五ＳＤＲ

2.3　二千二十八年については、一通当たり〇・八九五ＳＤＲ及び重量一キログラムにつき二・〇一二ＳＤＲ

2.4　二千二十九年については、一通当たり〇・九三五ＳＤＲ及び重量一キログラムにつき二・一〇三ＳＤＲ

2.5　二千三十年については、一通当たり〇・九七七ＳＤＲ及び重量一キログラムにつき二・一九八ＳＤＲ